

令和3年 第1回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和3年1月13日(水)
午前10時00分から午前11時10分
2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室
3. 出席委員 (41人)
会長 19番 矢谷光生
職務代理 18番 石原誉男
農業委員 1番 樋口昌子 2番 池田 実 3番 田中秀樹 4番 小田明美
5番 福島康夫 6番 澤本基兄 7番 山懸将伸 8番 岡田耕平
9番 武村一夫 10番 中山克己 11番 池本 彰 12番 新田 孝
14番 妹尾宗夫 15番 中島寛司 16番 綱島孝晴 17番 松本正幸
推進委員 20番 梶原啓二 21番 平 義男 22番 小林和夫 23番 沼本通明
24番 市本裕司 25番 下山史朗 27番 福島史利 28番 太安隆文
29番 渡邊次男 30番 市 登 31番 綱本郁三 32番 長尾 修
33番 三村訓弘 34番 高谷明弘 35番 岡 俊彦 36番 池田琢璽
38番 各務和裕 39番 東郷朝夫 40番 山中正義 41番 池田久美子
42番 井上 達 44番 佐子ゆかり 45番 筒井一行
4. 欠席委員 (5人)
農業委員 13番 長鉾忠明
推進委員 26番 松下 功 37番 池田和道 43番 入澤靖昭 46番 石田 勉
5. 議事日程
日程第1 議事録署名委員の指名について
日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について
日程第3 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について
日程第4 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
日程第5 議案第4号 農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について
日程第6 議案第5号 基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定について
日程第7 議案第6号 基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について
日程第8 議案第7号 農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について
日程第9 報告第1号 農地改良に係る届出について

日程第10 報告第2号 認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について

日程第11 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 戸田典宏 事務局次長 下平直勲 主幹 杉井正巳 主事 梶原千裕
加藤真弓

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

事務局長

ただいまから令和3年1月総会を開会いたします。

まず、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

会 長

皆さん、改めまして明けましておめでとうございます。

今年は例年の年とは違うような新年を迎えられたというふうに思います。年末からかなり寒波が来まして、積雪もかなりありました。また、こういうコロナ禍の中で家族一同で新年を迎えるということができなかった方が多かったのではなかろうかというふうに思います。コロナのほうが本当に緊急事態宣言が出るようなことになってまいりました。こちらもどのようなようになるか、先行きが分からないままですけど、農業関係におきましてもかなりの影響が出ているんだろうというふうに思います。寒波等もありまして、野菜価格もかなり変動をいたしました。今後、米を含めまして、どのような価格の変動があるんかというところが我々農業者としては何か心配になるところではございます。国のほうはこういうときこそ、結局、食をしっかりとやっぱり作っていかなければならないと、安心して提供していかなければならないということだろうというふうに思います。

去年はコロナの影響で輸入制限等もありまして、やや不安定な面もございました。自給率が今38%ということでございますけど、45%までには上げていきたいというような目標もできております。しっかりと農業者はそれを感じてやっていかなければならないというふうに思います。また、市のほうも年末に第2次の総合計画ということで改訂を行いました。農業関係をしっかりとやっていただけるものというふうに思っております。しかし、しっかりと皆さんの意見等、また地域の皆さんの意見を農業委員会は出すところだろうというふうに思っております。また、権利等も検討していったらどうかというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。いろいろと農業委員、推進委員の仕事は多いわけでございますけど、地域の話をしっかりと聞きながら、この活動に生かしていければというふうに思っておりますので、どうか1年間よろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。

それでは、本日の欠席委員は2名で、13番委員、15番委員より、その旨通告がありましたのでご報告いたします。ただいまの出席委員は19名中17名で定足数に達しておりますので、1月総会は成立しております。

それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行について会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 それでは、議事録署名委員は、14番、妹尾宗夫委員、16番、綱島孝晴委員を指名いたします。
日程2、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
1ページをお開きください。

本日審議していただく案件は4件でございます。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

番号1でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、北房の譲受人に、申請農地、畑1筆280㎡を、売買によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、23番推進委員さんから説明をお願いいたします。

23番推進委員 23番。

議長 はい、23番推進委員。

23番推進委員 それでは、番号1について確認方報告をさせていただきます。

譲渡人と譲受人とは電話でお話をしまして、現地確認は12月30日に譲受人の奥様と推進委員と私で行いました。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲渡人は譲受人と同じ地域に居住しておりましたが、現在は県外に在住しております。その当該地については、長年にわたり譲受人の親の代から預かって管理、耕作をしております。譲渡人は高齢でもあり、もう地域に戻って耕作する意思もありませんし、それから譲受人のところも親の代から代わって次のこの受け人のところにいろいろ譲渡する関係で、ここで決着をつけておきたいということもありまして、譲受人の親から要望を受けたということで売買が成立したということでもあります。譲受人の耕作状況等についてですけれども、譲受人はトラクターなどの農機を所有しており、約7反の農地

を効率的に耕作しておられます。当該地は十分に管理、耕作をされておりますので、引き続き自ら耕作すると見込まれます。その他指摘事項はございません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、落合の譲受人に、申請農地、田1筆418㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 はい。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

この件につきましては、譲渡人は兄の急死によって当該地を遺産相続したのですが、県外に居住しておりまして耕作できないためにいこの配偶者である譲受人に贈与するものであります。譲受人は居住者のいなくなった実家の農作業に現在従事しておりまして、また退職年齢に近くて、退職後の仕事としての農業の拡充を考えております。農機具は実家のものを使用するほかは田植機、コンバイン等は持っておりませんが、当面作業委託を続ける予定です。といったような状況でありまして、所有権移転に関しまして3条の2項に抵触する部分はありません。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号3でございますが、共有名義、市外、久世の譲渡人が、相手方の要望によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、田2筆2,106㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしく申し上げます。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議 長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

議案番号3についてですが、昨年12月27日に譲受人に立会いをいただき、現地調査を行いました。譲渡人につきましては、電話で確認いたしました。譲渡人と譲受人は近所同士でしたが、現在は岡山と久世で生活していま

す。譲受人は長年この農地を耕作していましたが、譲渡人、相方ともに耕作する意欲がなく、このたびこの話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は兼業農家で、現在所有している農地は全て耕作を行っており、農業機械も一通り所有しております。申請農地の取得後も農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はありません。よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局主事 番号4でございますが、市外の譲渡人が、相手方の要望によりまして、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆1, 813㎡を、贈与によります所有権の移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、16番委員さんから説明をお願いいたします。

16番委員 議長。

議 長 はい、16番委員。

16番委員 16番です。

さっきの議案番号3と同じ人物でございますが、現地確認は昨年12月27日に譲受人とともに現地調査を行いました。譲渡人と譲受人は近所同士でしたが、現在は岡山で生活しております。譲受人は長年この農地を耕作していましたが、譲渡人は耕作する意欲はなく、このたびこの話がまとまりました。譲受人は兼業農家で、現在所有している農地は全て耕作を行っております。農業機械も一通り所有しており、申請農地の取得後も農作業に従事すると認められます。その他指摘事項はございません。よろしくお願ひします。

議 長 それでは、以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程3、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主幹 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

番号1でございます。

2ページをお開きください。

番号1は追認案件でございます。

申請人（北房）は、自宅前に農業用倉庫を所有しておりますが、事業の拡大により手狭となったため、テント倉庫やビニールハウスなどの農業施設用地として利用する目的で、申請地、田1筆853㎡の整備を行ってまいりました。申請人は農地法を理解しておらず、許可を得ないまま整備しており、今後このようなことがないように反省し、てんまつ書が添付されております。農地区分は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。転用に伴う費用は、土地造成■■■■万円、建物施設■■■■万円。費用の内訳として、■■■■万円。添付書類は、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書、てんまつ書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。

22番推進委員 22番推進委員です。

議 長 はい、22番推進委員。

22番推進委員 現地確認は1月8日に申請人立会いの下、実施いたしました。転用しようとする事由の詳細、事務局のほうからご説明があったとおり、申請人は農業事業を拡大するという目的で自分の田を埋め立て、テントハウスを設置したものであります。申請人の状況ですけれども、自宅分と委託分を含めて約40町分に相当するもみの乾燥ともみすりを行ってまいります。今後の見通しで効率化と事業拡大を目的として8基あった乾燥機にさらに大型の3基を設置するというこ。とで、自宅に近い田を埋め立ててテントハウスを設置して乾燥機を設置したものであります。追認案件となった理由なんですけれども、この物件だけでなく

って、近くにイチゴのビニールハウスなんかを作ってるんですけども、ビニールハウスなんかは手続が不要であったということで、この案件についても非常に安易に考えて不必要という考えで、この申請を怠ったと。この案件につきましては、実は昨年夏、農地パトロールで見つけて指摘したものであります。申請地の位置ですけれども、北房の■■■■の集落に隣接する田であります。周囲の状況ですけれども、東は田、西は畑、南は民家、北は田であります。周辺農地への影響ですけれども、この埋立てにつきましては本格舗装をしておいて、建物としては背の低いテントハウスなので、排水とか日照の問題は今後一切ないと思います。その他の指摘事項ですけれども、今後は事前に農業委員に相談するよう忠告してまいりました。審議方よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。
以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
これより質疑に入ります。
質問のある方は挙手でお願いいたします。
質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。
これをもって質疑を打ち切ります。
これより議案第2号を採決いたします。
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
続きまして、日程4、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件となっております。

3ページをお開きください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（久世）は、現在アパートで生活していますが、子供の成長

に伴い、手狭になったため、申請地、畑1筆184㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。農地区分は2種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人の祖母のため〇〇円、土地造成〇〇〇〇万円、建物施設〇〇〇〇万円。資金の内訳として、〇〇〇〇〇〇万円。建蔽率は33%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、8番委員さんから説明をお願いいたします。

8番委員 議長。

議 長 はい、8番委員。

8番委員 8番です。

本件につきましては、譲受人は譲渡人の孫で、現在は久世のアパートに住んでいるのですが、住宅建設を計画しまして、譲渡人が高齢でもあり、独り暮らしであるというようなことを考慮しまして近隣の当該地へ住宅を建築して移住するものです。申請地の位置は、〇〇〇〇〇〇の南西に近隣するところでして、国道313号線と〇〇〇〇〇〇の接点の付近になります。東が〇〇〇〇〇〇として使われております、西が道路、南が備中川、北が国道313号といったような状態です。周辺農地への影響ですが、考えられません。排水につきましては、国道313号の側溝を経て〇〇〇〇〇〇へ出るというような状況です。

以上です。

議 長 ありがとうございます。

続きまして、番号2について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号2でございます。

申請人、譲受人（落合）は、平成30年7月の大雨による自宅への土砂流入により半壊し、現在は仮設住宅で生活しているため、自宅の近隣で安全な場所で家族が生活できるよう、申請地、田1筆492㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、住宅を建築するため、転用申請するものです。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しています。転用に伴う費用は、土地購入〇〇〇〇〇〇万円、土地造成〇〇〇〇〇〇万円、建物施設〇〇〇〇〇〇万円。建蔽率は27%。資金の内訳として、〇〇〇〇〇〇万円、〇〇〇〇〇〇万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、断面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございませ

ん。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、29番推進委員さんから説明をお願いいたします。

29番推進委員 議長、29番推進委員です。

議長 はい、29番推進委員。

29番推進委員 議案番号2番につきましては、去る12月26日に譲受人立会ひの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、先ほど説明があつたように、平成30年7月の水害で建物が流され、土地まで山崩れで失つたものです。再建不能となつて、余儀なく借家生活を送つてるところでございます。近隣に宅地を探していたところ、同地内の人より長年休耕田で草刈りばかりで管理しておる田んぼを譲り受ける話がまとまりまして、住居の建築地として申請するものです。申請地の位置ですが、国道181号線■■■■地内に信号機がありまして、■■■■の前を市道の■■■■北へ約350m上つた地点でございます。周囲の状況ですが、東は2mあまりの作業道、作業道を最近造つてかなり広い道がついております。西側は市道の■■■■、南側、これは今建物の持ち主の休耕田なんです約1反あまり、まだ休耕のまま、草刈りばかりの管理をやつております、空き地となっております。北側は約2.5mほどの作業道と並びに■■■■が流れております。周辺地への影響でございますけど、東西が小高い山が連なつておりまして、かなり谷間の田園地であります。この申請物件によって日照及び通風等、支障を来すことはないと思われまふ。

以上のお通り、本案件について転用はやむを得ないと考えました。周辺農地についても問題ないと思ひますので、審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号3について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 4ページをお開きください。

番号3でございます。

申請人、譲受人（落合）は、現在アパートに住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になつたため、将来親の世話をすることなどを考え、申請地、畑2筆合計248㎡を、譲渡人（落合）から譲り受け、住宅及びカーポートを建築整備するため、転用申請するものです。

見取図右側の地番の修正をお願いいたします。■■■■番地と■■■■番地の記載が逆になつておりますので、大変お手数ですが、議案の修正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。

住居建築予定地は■■■■番地のほうで、カーポートの整備予定地は■■■■番地となります。申請地は1種農地と判断されますが、1種農地の例外許可基準、住宅その他申請に係る周辺の地域において居住する者の日常生活上

または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものに該当しております。転用に伴う費用は、土地購入費については譲渡人は譲受人の父のため 〇〇〇〇円、土地造成 〇〇〇〇万円、建物施設 〇〇〇〇万円。資金の内訳として、 〇〇〇〇万円、 〇〇〇〇万円。建蔽率は40%。添付書類として、土地利用計画図、平面図、立面図、構造図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、30番推進委員さんから説明をお願いいたします。

30番推進委員 議長、30番推進委員です。

議長 はい、30番推進委員。

30番推進委員 番号3番の案件なんですけども、確認は令和2年12月28日に行っていました。譲受人は結婚を機に市内のアパートに住んでおりましたが、このたび譲渡人である両親と同居することにしました。しかし、両親の家は大変手狭で子供も誕生したこともあり、両親の住居の隣に住居及び車庫を建築するために申請を行うものです。申請地の位置でございますけども、申請地は譲渡人である両親の住居の東側に隣接した場所にあります。周囲の状況は、東側は道路と畑、西側は両親の家、南側は道路、北は両親の倉庫というような位置取りになっております。周辺農地への影響ですけども、申請地に隣接した農地は東側のみで、しかも両親の自家用家庭菜園場です。また、申請されている土地につきましては一般的な個人の住宅でありますので、日照、通風等に支障を来すことはありません。また、地域の水利組合にはこの住宅に転用するための同意を得ております。その他指摘事項については、これといった指摘事項はありません。

以上であります。

議長 ありがとうございます。

続きまして、番号4について事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 番号4でございます。

申請人、譲受人（蒜山）は、自動車整備工場を経営しており、工場周辺の土地を車両置場などで使用していますが手狭となったため、工場に隣接する、申請地、田1筆296㎡を、譲渡人（市外）から譲り受け、露天資材置場に整備するため、転用申請するものです。農地区分は、申請に係る農地からおおむね300m以内に市役所の支所があることから3種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地購入 〇〇〇〇万円。資金の内訳として、 〇〇〇〇万円。添付書類として、土地利用計画図、平面図、断面図、被害防除計画書が添付されています。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご

審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、40番推進委員さんから説明を
お願ひいたします。

40番推進委員 議長。

議長 はい、40番推進委員。

40番推進委員 40番推進委員です。

議案番号4について、去る令和2年12月26日に譲受人、農業委員さんと
推進委員と3人で現地確認いたしました。現在、譲受人は車の修理工場を営
んでいますが、資材置場が手狭になったことから近隣の土地を探していたと
ころ、譲渡人との話がまとまったことから申請を行うものです。また、譲渡
人とも12月25日に電話で確認が取れております。申請地の位置でござい
ますが、申請地は譲受人の修理工場の隣であり、XXXXXXXXXXか
ら約300mほど東側に位置しております。周囲の状況ですが、東側は修理
工場であり、西は田んぼです、南側も田んぼです、北側は市道です。周辺農
地への影響ですが、申請地に隣接した譲渡人所有の農地がありますが、露天
の資材置場なので何ら支障はありません。問題はないと思っておりますので、何と
ぞよろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただき
ます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございません
か。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について
は、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農
地転用事業計画変更の審議についてを議題といたします。

番号1について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局次長 議長。

議長 はい、事務局。

事務局次長 議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議について、本日審議していただく案件は1件でございます。

5ページをお開きください。

番号1でございます。

本案件は、譲受人（久世）が、住宅用地として転用するため、平成26年5月29日付、真農委指令第505号で農地法第5条第1項の規定による許可を受けた案件でございます。変更理由であります。申請地は当時の許可を受けた後、造成工事のみ完了していましたが、諸事情により工事を中止しました。このたび、改めて工事を開始するため、金融機関に資金融資の相談を行ったところ、融資を受けるために土地の所有権移転が必要になり、当初許可を受けていた権利設定について使用貸借権から所有権移転へ変更申請するものです。併せて、建築面積について若干の変更もあり、当初の建築面積59.50㎡から59.75㎡となりますが、建蔽率は47%となり問題はありません。変更後の建築計画について、土地利用計画図、平面図、立面図、被害防除計画書が添付されております。転用に伴う費用は、建物施設■■■■■■■■■■万円。資金の内訳として、■■■■■■■■■■万円となります。本案件は、農地法関係事務処理要領に定められた事業計画変更に関する承認条件を満たしており、変更はやむを得ないものと思われま。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、33番推進委員さんから説明をお願いいたします。

33番推進委員 議長。

議長 はい、33番推進委員。

33番推進委員 33番推進委員です。

番号1番につきましては、去る12月26日に譲受人、譲渡人、双方立会いの下、現地確認を行いましたので報告いたします。転用しようとする事由の詳細ですが、この申請は平成26年に住宅建設用地として許可を受けた案件でございます。譲渡人の隣に建設することにしておりました。譲受人と譲渡人とは親子関係でありまして、当時は使用貸借契約での計画で事業を展開しておりました。造成工事まで進めておりましたが、息子さんであります譲受人の仕事等のいろんな事情が重なりまして中断せざるを得ないということでそのままになっておりました。このたび、改めて住宅の建築を再開するというので金融機関のほうへ資金の融資の相談に出かけていったところ、融資条件として所有権移転が必要ということになりましたために、当初許可を

いただいております使用貸借権から所有権移転に変更するものでございます。また、事業を再開するに当たり、施工業者も代わったこともありまして計画の見直しをしたところ、当時より若干の建築面積の変更があったということで併せて事業変更するものでございます。申請地の位置ですが、申請地は[REDACTED]から北に約200mほど入った集落内に位置しております。周囲の状況ですが、東は田、西は宅地、南は田、北は田でございます。周辺農地への影響ですが、申請地には隣接した農地がありますが、東と南の田んぼは譲渡人が所有する農地であり、北側の農地は申請地より高台に位置しております。また、所有者からも承諾を得ております。この建築に係ります住宅は一般的な個人住宅の建築物であるため、今後の日照、通風等で周辺農地に支障を来すことはないと思われまます。その他指摘事項はありません。

以上のおり、本案件につきましては事業変更はやむを得ないというものであり、周辺農地への影響も問題ないと思われまますので、ご審議方よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 ありがとうございます。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号、農地法第5条の規定による許可に係る農地転用事業計画変更の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第5号について、6ページをお開きください。

議案第5号、農用地利用集積計画の決定について。

このことについて、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めるため、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、その決定について審議に付します。

案といたしまして、令和3年1月13日付で公告の予定でございます。本日上程されました農用地利用集積計画のうち、利用権設定につきまして全58筆でございます。

以上、全件とも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願いたします。

議 長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長 ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、基盤強化法第19条の規定による農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程7、議案第6号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、日程8、議案第7号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これらを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議 長 はい、事務局。

事務局主事 議案第6号について、12ページをご覧ください。

議案第6号、農用地利用集積計画の決定について。

今回は、農地中間管理機構との貸借分としまして集積計画が上がっております。

続きまして、議案第7号について、13ページをお開きください。

議案第7号、農用地利用配分計画案に係る意見について。

このことについて、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が中間管理権を取得した農地について、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、市が農用地利用配分計画案を作成するに当たり意見を求めてきたため、その内容について審議をお願いするものです。案といたしまして、令和3年1月14日付で公告の予定でございます。配分計画案については議案書のページに記載のとおりで、財団が実施した借手募集に応募してきた者のうち、貸し借りの条件が合い、マッチングが成立したものです。全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしく申し上げます。

議長 それでは、お目通しをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第6号、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、基盤強化法第19条の規定による農地中間管理権の農用地利用集積計画の決定について、議案第7号、農地中間管理事業法第18条7項の規定による農用地利用配分計画に係る意見について、これらは原案のとおり可決されました。

続きまして、日程9、報告第1号、農地改良に係る届出について、日程10、報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出について、日程11、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 14ページをお開きください。

報告第1号、農地改良に係る届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第2号、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用届出については、次の1件がございました。添付書類もそろっておりますので受理いたしました。

1 ページお進みください。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について、次の2件がございました。添付書類もそろっていることから受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。よろしく申し上げます。

議長 報告第1号、報告第2号、報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いいたします。

<「質疑なし」の声>

議長 ないようでございます。

これらの案件は報告案件でございますので、ご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

皆様方のほうから何かございませんか。

23番推進委員 いいですか。

議長 はい、どうぞ。

23番推進委員 2点あります。

1点目は、真庭いきいき農林業者のつどいということで、こういうご時世でするので参加は難しいということですが、課長のほうから本来は全員に行っていただきたいんだということがありましたし、農業委員会憲章の趣旨に対して、ぜひこの中身について情報提供をお願いしたいんです、事例発表のところについて。そういったことがあると、また広げる部分で役立つかと思しますので、それを1点お願いしたいということと、もう一点は採決の件ですけれども、採決の方法というものはあるにもかかわらず、下の簡易採決をやっているということの、なぜそうしてるかというのをもう少し詳しくお話が聞けたらなというふうに思うんですけれども。

事務局長 ありがとうございます。

いきいき農林業者のつどいについてなんですけれども、もう委員おっしゃられるとおりでございます。それで、特に真庭高校の学生さんについては今年全然発表の機会がなかったんですね。そういったこともあって、ぜひ先生のほうもやらせていただきたいというふうなことがありました。そういったこともあって、MITに取材をしていただいて、この発表の模様をぜひ多くの方に見ていただきたいということでテレビで流すような予定をしております。

す。そういったこともありまして、まだそういった放送日だとか、そういったものも決まりましたら、皆さんのほうにお知らせのほうをさせていただければなというふうに考えております。ありがとうございます。高校生が一生懸命練習だけ今されてるということですので、ぜひその発表の機会を設けたいなというふうに思っております。

事務局次長 まず、採決方法について経過というのははっきり分かりかねるんですけども、簡易採決のほうを採用してるというのは、議案何々につきまして、今皆様から何か意見がありましたら、その部分の意見をお聞きして質疑をした上で採決に諮る、通常の採決方法よりはより丁寧な形かなと思っておるところですが、どうでしょうか。

23番推進委員 私が思うのは、その議決するという意味合いでと責任を取るということになると、ちゃんと意思表示を、異議なしという声で何も言われてないということは何もないんだろうというふうに理解をして、そのようにされてるんだと思いますけども、意思表示をされたらいいのかなという思いでそうただけで、なぜなのかなというふうに思ったので。もし、そういう形でするのであれば、やはりこの規則自体もそのようにしないと、私なんかはよく分かりませんが、ここに方法があるのに何でこんな形でしてるのかなというふうには思ってしまうものですから。この規則の中で見ると、今現実で運用していることと違うことというのは結構あつたりしますので、例えば呼称なんかについて言うと、それから発言のときでもこれを見ると「挙手をして自己の議席番号または」というのがあつたりですね。事務局の方は番だけ言わなきゃいけない、唱えなさいというふうに書いてあるんです。実際には、そういう運用をされてないところもありますし、例えば議事録の記載事項のところを見ると、34条の7を見ると、「会議に付した事件及びその結果」というような、事件というものがあつたり、これは市議会の議事録にもそう書いたりしていますし、採決の方法でも「会長が採決しようとするときは問題を可とするとき」だったりするんです。すぐにとは言いませんけれども、運用状況とここの中身をして、少し分かりやすいようにしていったらいいですし、不都合なところについては変更していったほうがいいのかなど。ただ、この規則の趣旨はそんな部分があつたりしますので、そこも十分踏まえた上でやっていただければなということと、もう一点、実際どうなってるかと思うと、議事録はどうなってるかなと思ってネットで探したんですけども、どこにも見当たらないんですよ。議事録が策定されて公表するというのが原則になっておりますので、そういったところも含めて検討していただければなと思います。

以上です。

事務局次長 ありがとうございます。

会議規則、議事録につきましてきちんともう一度調査させていただいて、事務処理のほうを進める必要があれば進めていきたいと思います。ありがとうございます。

議長

ほかにはございませんか。はい、4番委員。

4番委員

先ほど唱和いたしました農業委員会憲章の中でも新規就農者の育成っていうのをうたわれております。それについてお尋ねとお願いとがあります。

去年の総会の中で、農業委員会の活動方針というのを設定されました。その中に新規就農者の育成の部分で新規就農者を地域で見守れるように地域の体制を整える、溶け込めるような地域づくりを啓発すると活動方針に書かれております。これが去年策定してから今中間地点なんですね。中間地点を今振り返ってみて、行政として、農業委員として、こういったことが進捗してるんでしょうかとかというのがお尋ねです。

そして次に、私たちは一農業委員として新規就農の人に対してはできるだけ声をかけていったり、相談に乗ったりしていきたい姿勢で臨んでおりますし、例えば普及所の研修情報があったりしたらお伝えしてご一緒させていただいて喜んでもらったと、そういった細やかなことはできていくんですけども、こういう啓発についてはやはり行政のほうからの働きかけが非常に効果的だと私は思うんですね。

そこで、まずは農業関連の行政の担当の方たちに、私たちここは行政委員会なんですよ、行政委員会の活動方針という内容をぜひ周知していただきたい。そして、農業関係の方が地域に出ていかれて、例えば中山間の直接支払いの説明やとか、何とかかんとかの説明やとかいっぱい行かれると思うんですね。そのときに必ず一言加えてくれと言ってほしいんです。ここには新規就農者の誰れさんがおってやなど、元気にやっとなてんやろか、何か困ったことがあったら相談に乗ってやってほしいと、そういうことをぜひぜひ折に触れて何回も何回も違う方面から言われたら、そうかいなとみんな思うんですね。ですから、ぜひ折に触れて伝えていっていただきたいんですね。

先ほどこのチラシをいただきました、いきいき農林業者のつどいっていうのがありますね。これにはまず最初には太田市長のご挨拶があると思います。それから、司会者は話の中でいろんなお話をされると思います。そのいずれもの中に新規就農の人を大事にしようと、例えば新しく農業をしようと思ってやってきたこの人たちがここに定着をして農業を続けていって、それは結果としては真庭市の農地を守ることになるんやと、だからこれからもみんな仲間として一緒にやっていこうって、そんなふうにぜひ壇上から働きかけていってほしいと思うんですね。だから、機会を見つけてぜひやってほしい。これは活動計画を決めた、今中間地点での振り返りなんですよ。ぜひ、こ

れを行政としてやっていただきたいと思います。うるさいなと思いのなかも分かりませんが、でもこんなちょっとしたことの積み重ねが農業委員会の活動であり、地域を動かしていく力になるんやと思うんです、課長、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長

ありがとうございます。

4番委員おっしゃられるとおりでというふうに私も思ってます。特に、今回そういった思いもあって、新規就農者、それから若手の農業者の方に光を当ててという形で行っていかうというふうに思ってます。普及のほうは今真庭めぐりというか、すばらしい啓発のPRビデオを作ってます。新規就農者の方だとか、この中にも登場していただいている方がいらっしゃいますけども、そういった紹介もしていきたいと思っておりますし、実はこの農林業者のつどいの後、新規就農者の方々と市長の対談の会みたいなものを、このいきいき農林業者のつどいとは一旦置いてやらせてもらおうかなというふうに思ってますんで、そういった意味で若手の農業者、新規就農者の方のご意見を伺うことと、先ほどおっしゃられたように各説明会だとかなんとかに私どもが出向いたときにこういった方がいらっしゃいますというような紹介、それで応援してあげてくださいというような私どもからの声かけというのは本当に重要だなというふうに思います。できるだけ担当者を含めて、先ほど頂戴したような意見のような取組を行政のほうからどんどんやっていきたいなというふうに思ってますし、制度的にも荒廃農用地の活用事業というのも来年度予定してます。それは新規就農者を対象として取り組めるような事業でもありますし、それから国のほうの補助制度も継業、いわゆる後継ぎ、後継ぎには今まで何の支援もなかったんですけれども、そういったような制度というんですか、国の考え方も若干変わってきてますんで、そういった制度を真庭市でも来年早速に取り組んで新規就農の方を広く支援していくように予算化のほうも今検討しておりますので、農業委員、推進委員さん皆さんについてもそういった思いで、我々と一緒に取り組んでいただければなというふうに思います。本当にお力強いよいご意見だったと思います。私どももそういった形で肝に銘じてやってまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ほかにはございませんか。

<「なし」の声>

議長

それでは、ないようです。

以上をもちまして終わりたいと思いますが、次回2月総会は2月10日水曜日の午前10時からですので、よろしくお願いいたします。

(午前11時10分 閉会)